

平成 27 年度九戸村人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用（平成 27 年度）

区 分	合 計	事 務 職	保 育 士	保 健 師
新規採用	8 人	5 人	2 人	1 人
新規再任用	3 人	1 人	1 人	1 人

イ 職員の退職（平成 26 年度）

区 分	合 計	事 務 職	保 育 士	保 健 師
定年退職	7 人	5 人	1 人	1 人
勸奨退職	1 人	1 人	—	—
そ の 他	3 人	3 人	—	—
再任用の満了	1 人	1 人	—	—
計	12 人	10 人	1 人	1 人

(2) 職員数

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在） (人)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 26 年	平成 27 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	16	14	△ 2	退職・人員配置による減
		税 務	5	5	0	
		民 生	15	17	2	保育業務増加に伴う増
		衛 生	4	5	1	衛生業務増加に伴う増
		農林水産	9	8	△ 1	人員配置による減
		商 工	1	1	0	
		土 木	5	5	0	
	小 計	57	57	0		
	部教育	教 育	6	5	△ 1	人員配置による減
小 計	6	5	△ 1			
公 営 企 業 等 部 門	水 道	3	3	0		
	下 水 道	2	2	0		
	そ の 他	3	3	0		
	小 計	8	8	0		
合 計			71 (84)	70 (84)	△ 1	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 () 内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数	人 0	人 5	人 11	人 6	人 8	人 8	人 2	人 5	人 5	人 11	人 6	人 3	人 70

ウ 職員数の推移

（単位：人、％）

部門 \ 区分	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	過去 5 年間の 増減数（率）
一般行政	53	57	56	57	57	57	4（ 7.5）
教 育	9	8	7	7	6	5	△ 4（△44.4）
普通会計計	62	65	63	64	63	62	0（ 0.0）
公営企業等会計	8	8	8	8	8	8	0（ 0.0）
総合計	70	73	71	72	71	71	0（ 0.0）

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成 26 年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 （平成 27 年 1 月 1 日）	歳 出 額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	（参考） 25 年度の人件費率
人 6,250	千円 4,043,912	千円 175,426	千円 587,178	％ 14.5	％ 14.9

（注） 人件費には、特別職（村長、村議会議員など）に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（平成 27 年度一般会計予算）

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人 66	千円 227,328	千円 25,590	千円 80,619	千円 333,537	千円 5,054

（注） 1 特別職の支給される給料等は含まれません。

2 職員手当には退職手当及び児童手当は含まれません。

(3) 平均給料月額と平均年齢の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	283,300 円	309,499 円	40.6 歳

（注） 1 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、時間外勤務手当などの諸手当（期末・勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分		九 戸 村	岩 手 県	国
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	174,200 円	174,200 円
	高 校 卒	142,100 円	142,100 円	142,100 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10 年以上 15 年未満	経験年数 15 年以上 20 年未満	経験年数 20 年以上 25 年未満
一般行政職	大学卒	249,600 円	278,500 円	
	高校卒		250,600 円	318,200 円

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間暦等のある場合はその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・主事補	26 人	41.9%
2 級	主事	6 人	9.7%
3 級	主任	7 人	11.3%
4 級	課長補佐・主査	14 人	22.6%
5 級	課長	9 人	14.5%

（注） 1 九戸村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 主な職員手当の状況

ア 扶養手当、住居手当、通勤手当（平成 27 年度）

区 分	内 容
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000 円 2 配偶者以外の扶養親族 月額 6,500 円 ・配偶者のいない場合の 1 人目 月額 11,000 円 ※ 16 歳から 22 歳までの子の場合には、5,000 円加算される。
住居手当	1 借家・借間居住者 月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対し、借家の金額に応じ、月額 27,000 円まで。
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃等に応じて月額 50,000 円まで。 2 自家用車等利用者 運転等に応じ 2 km 以上のものに対して月額 27,000 円まで

イ 時間外勤務手当

区 分	平成 25 年度決算	平成 26 年度決算
支 給 実 績	5,121 千円	5,615 千円
職員 1 人当たり支給年額	83 千円	92 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

ウ 特殊勤務手当

平成 16 年度から特殊勤務手当の支給はありません。

エ 期末・勤勉手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

1 人当たり平均支給額（平成 26 年度）	1,306 千円		
平成 27 年度支給割合		期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.225 月分	0.750 月分
	12 月期	1.375 月分	0.750 月分
	計	2.60 月分	1.50 月分
加算措置の状況 （職制上の段階、職務の級等により加算措置）	有	※ 一般行政職の加算率	
	3 級	5 %	
	4 級	10 %	
	5 級	15 %	

オ 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 30 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
1 人当たり平均支給額	10,574 千円	22,331 千円
その他加算措置	定年前早期退職特別措置（2～45%加算）	

(注) 1 支給割合及び加算措置の内容は、国と同じです。

2 1 人当たり平均支給額は、平成 26 年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

(8) 特別職の報酬などの状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分		月 額	期 末 手 当
給 料	村 長	500,000 円 (610,000 円)	(平成 26 年度支給割合) 6 月期 1.40 月分
	教育長	450,000 円 (500,000 円)	12 月期 1.55 月分 計 2.95 月分
報 酬	議 長	230,000 円	(平成 26 年度支給割合) 6 月期 1.40 月分
	副議長	182,000 円	12 月期 1.55 月分
	議 員	165,000 円	計 2.95 月分
退職手当	村 長	(平成 25 年 3 月 31 日に在職していたもの) 給料月額×在職月数×0.425 により算定する額	
	教育長	(平成 27 年 4 月 1 日以降に新たに特別職員となったもの) 給料月額×在職月数×0.18 により算定する額	

(注) 給料の () 内は、減額措置を行う前の金額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成 27 年 4 月 1 日現在）

1 週間の勤務時間	勤務時間の割振り	
	勤 務 時 間	休 憩 時 間
38 時間 45 分	①午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで ②午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで (①と②の割振りは職員間で調整)	正午から午後 1 時

(注) 職員の休息時間については、平成 18 年 7 月 1 日より廃止しています。

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日）

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象職員数 C	平均取得日数 B/C	消化率 B/A
2,157.0 日	718.0 日	57 人	12.6 日	33.3%

(注) 1 総付与日数とは、平成 26 年 1 月 1 日現在において各職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の全対象職員の合計です。

2 全対象職員とは、平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの全期間を在職した職員のうち、当該期間の中途に採用された者及び当該期間中に退職した者並びに育児休業、休職の事由がある者を除いています。

(3) 病気休暇の取得状況（平成 26 年度）

区 分	人数
公務上の又は通勤による負傷若しくは疾病	0
結核性疾患	0
上記以外の負傷又は疾病	4

(注) 平成 26 年度に 1 週間以上連続して病気休暇をした人数です。

(4) 特別休暇の導入状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

特 別 休 暇 の 種 類	付与日数・期間等
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間
予防接種又は健康診断を受ける場合（法令又は任命権者の定めるところによる場合に限る）	必要と認められる期間
骨髄提供等（親族以外）に伴い必要な検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
ボランティア活動（親族に対する支援となる活動を除く）を行う場合	一の年において 5 日の範囲内の期間
結婚をする場合	連続する 7 日の範囲内の期間
妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	10 日の範囲内の期間
妊娠中又は出産後 1 年以内の女性職員が、母子保健法の保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	村長の定める範囲内の期間
妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は捕食するために必要な時間の範囲内の期間
妊娠中の女性職員が勤務に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の初め又は終わりにおいて、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内の期間
6 週間（母性保護のため必要がある場合にあつては 8 週間、多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	出産の日までの請求した期間
女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための時間を請求した場合	1 日 2 回それぞれ 1 時間の期間
小学校入学前の子の看護（負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日の範囲内の期間
女性職員が、生理日の就業が著しく困難であるとして請求した場合	2 日の範囲内の期間
職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	村長が定める期間内における 3 日の範囲内の期間
職員の妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校入学前の子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	出産前 6 週間から出産後 8 週間の期間において 5 日の範囲内の期間

特 別 休 暇 の 種 類	付与日数・期間等
職員の親族が死亡した場合	死亡した親族に応じて、連続する1～10日（葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
配偶者、父母又は子の追悼のための特別な行事（配偶者、父母及び子の死後村長の定める年数以内に行われるものに限る）のため勤務を要しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内において、原則として連続する3日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護、世話を行うため、勤務をしないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(5) 介護休暇の取得状況（平成26年度）

職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために、6月の範囲内で介護休暇を取得することができます。

平成26年度中に取得した職員はありませんでした。

(6) 育児休業及び部分休業の状況（平成26年度）

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

区 分	男性職員	女性職員	計
平成26年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員	3人	0人	3人
平成26年度中に新たに育児休業を取得した職員	0人	0人	0人
平成26年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の取得率	0.0%	0.0%	0.0%
平成25年度から引き続き育児休業を取得している職員	0人	1人	1人
平成26年度中に新たに部分休業を取得した職員	0人	0人	0人
平成25年度から引き続き部分休業を取得している職員	0人	0人	0人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成 26 年度）

(1) 分限処分

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保から、勤務実績がよくない場合や心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合等の一定の理由がある場合、任命権者が該当職員をその意に反して免職、休職、降任、降給のいずれかの不利益な処分を行うことをいいます。

平成 26 年度中に処分を受けた職員はありませんでした。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持するため、職員の職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行があった場合、その同義的責任として処分を行うことをいいます。

処分の具体的事由	免職	停職	減給	戒告	訓告等	計
給与・任用に関する不正	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
一般服務違反関係	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
一般非行関係	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
収賄等関係	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
道路交通法違反	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
監督責任	0 人	0 人	0 人	0 人	4 人	4 人
計	0 人	0 人	0 人	0 人	5 人	5 人

5 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の禁止、営利企業等の従事制限など服務上の強い制約が課せられます。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、4 の(2)のとおりです。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成 26 年度）

研修主催者	研修項目	主な研修内容	期間	人数
県市町村職員 研修協議会	新規採用職員研修前期	地方財政の仕組み、会計事務の仕組み、文書の取扱い、職場マナー	3 日	3 人
	新規採用職員研修後期	地方財政制度、地方税制制度、地方自治制度、地方公務員制度	4 日	3 人
	一般職員研修（基礎Ⅰ）	経済の仕組み、民法入門、行政法入門、公務員倫理	3 日	3 人
	一般職員研修（基礎Ⅱ）	地方自治制度、政策形成、行政法	3 日	3 人
	管理者級研修	マネジメント、職場課題の形成、職場環境の創造、メンバーの能力開発	2 日	1 人

研修主催者	研修項目	主な研修内容	期間	人数
県市町村職員 研修協議会	管理者級能力開発講座	マネジメント概論、職場の問題解決の考え方、メンバーの能力開発	2日	4人
	監督者級研修	マネジメントの基礎・実践、リーダーとしての役割・実践	3日	2人
	公営企業事務研修	公営企業の新会計基準への意向における講義・演習	1日	1人
	監督者級選択講座Ⅰ	会議運営の基礎技術、合意形成術	1日	1人
	監督者級選択講座Ⅱ	職場内研修の具体的知識・技術	2日	1人
	税務事務研修	地方税、固定資産税、諸税、滞納生理事務、意見交換	2日	1人
	財務事務研修	地方財務事務、地方交付税と算定、決算と財務分析、新公会計制度	3日	1人
	メンタルヘルス研修	職場のメンタルヘルスの基礎知識、予防	1日	1人
	政策形成講座	政策形成の考え方・進め方、政策提案、演習	3日	1人
	政策法務講座	条例案作成の手順の転換・演習、行政環境の変化と課題	2日	2人
広報研修会	広報紙編集の基礎技術演習	1日	1人	
県市町村振興 協会	市町村職員研修	職員資質向上の講演	1日	3人
	パソコン研修	パワーポイント基礎級	1日	1人
九戸村	新規採用職員研修	村長講話、行政組織、職員服務、村総合発展計画、財政、待遇	2日	5人
	職員自主研修	P C D Aサイクルに活用による業務改善に関する事例研究	—	5人

(2) 勤務成績の評定の概要（平成26年度）

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することを通じて昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。

現在、地方公務員を含む公務員制度改革が議論されており、現行の勤務評定制度に替え、能力評価と業績評価からなる新たな評価制度を導入することとされており、新たな人事評価制度の導入について検討していくこととしています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要

ア 職員の健康診断の状況（平成26年度）

区分	対象者数	受診者数	受診率
胃 検 診	48人（35歳以上）	22人	45.8%
生活習慣病予防検診	75人（全職員）	60人	80.0%
乳 が ん 検 診	15人（35歳以上）	8人	53.3%
子 宮 が ん 検 診	19人（20歳以上）	9人	47.4%

- イ 一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構
 会員は全職員で、職員の掛金と公費で運営されています。

主 な 事 業	村負担金
ライフプラン支援事業（生涯福祉に関する事業の企画及び支援）	(26年度負担金総額) 1,320千円 (負担金率) 給料月額×5.3/1000
給付事業（結婚祝金、弔慰金、遺児育英金等）	
健診・健康支援事業（生活習慣病予防健診等）	
貸付事業（生活資金の貸付）	
会員の資質向上、健康増進を目的とする福祉事業	

- ウ 九戸村職員親睦会
 会員は全職員で、職員の掛金で運営され、公費支出はありません。

○主な事業

- ・給付事業（結婚、入院、死亡、退職、インフルエンザ予防接種助成等）
- ・会員の相互親睦と健康増進を目的とする福利厚生事業

(2) 公務災害補償の状況

- ア 地方公務員災害補償基金による保証の状況
 平成26年度については、該当ありません。

(3) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が不服申立てを行うことを認める制度です。

本村では、地方公務員法（昭和25年法律261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を岩手県に委託しています。

平成26年度は、該当ありません。

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験

- ア 平成26年10月1日採用

平成26年7月27日（1次試験）、平成26年8月13日（2次試験）実施分

試験区分	採用予定人数	第一次試験				第二次試験		最終倍率 B/D
		申込者数 A	受験者数 B	合格者数 C	倍率 B/C	受験者数	合格者数 D	
一般事務	若干名	15人	15人	6人	2.5倍	6人	2人	7.5倍
保健師	1人	1人	1人	0人	—	0人	0人	—
保育士	1人	0人	0人	0人	—	0人	0人	—
計		16人	16人	6人	2.7倍	6人	2人	8.0倍

イ 平成 27 年 4 月 1 日採用

平成 26 年 9 月 21 日（1 次試験）、平成 26 年 11 月 13 日（2 次試験）実施分

試験区分	採用予定人数	第一次試験				第二次試験		最終倍率 B/D
		申込者数 A	受験者数 B	合格者数 C	倍率 B/C	受験者数	合格者数 D	
一般事務	若干名	11 人	9 人	5 人	1.8 倍	5 人	4 人	2.3 倍
一般事務 (身体障害者対象)	1 人	1 人	1 人	0 人	—	0 人	0 人	—
保育士・幼稚園 教諭	若干名	2 人	2 人	2 人	1.0 倍	2 人	2 人	1.0 倍
計		14 人	12 人	7 人	1.7 倍	7 人	6 人	2.0 倍

平成 26 年 10 月 19 日（1 次試験）、平成 26 年 11 月 13 日（2 次試験）実施分

試験区分	採用予定人数	第一次試験				第二次試験		最終倍率 B/D
		申込者数 A	受験者数 B	合格者数 C	倍率 B/C	受験者数	合格者数 D	
保健師	1 人	1 人	1 人	1 人	1.0 倍	1 人	1 人	1.0 倍
計	1 人	1 人	1 人	1 人	1.0 倍	1 人	1 人	1.0 倍